

日本社会福祉教育学会

NEWS LETTER No.33

Japanese Society for the study of Social Welfare Education

事務局 〒998-8580 山形県酒田市飯森山 3-5-1 東北公益文科大学 小関研究室気付
TEL 0234-41-1288 E-mail: info@jsswe.org http://jsswe.org/

2020年3月31日発行

目次

1	巻頭言	2
	試される教育力ーパンデミックに直面して	2
	日本社会福祉教育学会 会長 志水 幸（北海道医療大学）	2
2	第 15 回大会報告「創造的な学びの可能性～実践と教育の継続的な循環」	4
3	2019 年度総会報告	6
	第 1 号議案 2018 年度事業報告（案）について	6
	第 2 号議案 2018 年度決算報告（案）および監査報告について	6
	第 3 号議案 2019 年度事業実施中間報告兼補正事業計画・予算（案）について	6
	第 4 号議案 2020 年度事業計画（案）について	6
	第 5 号議案 2020 年度予算（案）について	6
	第 6 号議案規約改正（案）について	7
	第 7 号議案 慶弔に係る事務局内規（案）について	7
	報告 災害時ガイドラインについて	7
4	第 10 回春季研究集会は中止となりました	9
5	第 16 回大会「ICT と社会福祉教育（2）」開催案内	10
6	令和 2 年度役員選挙に関するご案内	10
7	連載	12
	「授業をより良くするための Tips」	12
	川廷 宗之（大妻女子大学・名誉教授／	12
	職業教育研究開発センター・センター長）	12
8	理事会報告	13
	【事務局より／必ず納入してください】過年度分年会費納入のお願い	14

1 巻頭言

試される教育力ーパンデミックに直面して

日本社会福祉教育学会 会長 志水 幸（北海道医療大学）

新型コロナウイルスの蔓延は、教育界にも甚大な影響を及ぼしている。令和初の学位記・卒業証書授与式や入学式の中止、さらには授業開始日や方法の変更など教育体制の根幹に関わる課題を提起している。厚労省・文科省は令和2年2月28日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」を发出し、学校養成所等の運営に係る取扱いや受験資格に係る取扱いについて、教育の質を担保した上での弾力的な取扱いの可能性について周知した。また、文科省は令和2年3月24日に通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について」を发出し、学事日程等の取扱いや遠隔授業の活用について一定の方向性を示したところである。*

翻って、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条では、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。②大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。-以下略-」（傍点引用者）と規定している。あわせて平成13年文部科学省告示第51号（いわゆる「メディア授業告示」）では、先の大学設置基準第25条第2項の規定にもとづき大学が履修させることができる授業の細目が示されている。

新型コロナウイルスについては、WHO事務局長も3月23日の会見で「パンデミックは加速している」との見解を示しており、国内でも「オーバーシュート」の発生が懸念される場所である。このような状況のなか、社会福祉教育界においても感染拡大の防止に向けて、ICTを活用した新たな教育方法へのシフトが求められている。文科省は令和2年度からスタートする新・学習指導要領を踏まえたGIGAスクール構想の実現に向け、令和2年度予算の概算要求で約2000億円（4年間の総事業費約4300億円）を計上している。近い将来、当該初等・中等教育を経た者が高等教育機関に進学してくるのである。社会福祉教育は、このような新たな時代に対応し得るのであろうか。未曾有の国難をどう乗り切るのが、今後の試金石となろう。

- 閑話休題 -

今年度の大学入試センター試験の国語（第1問）は、河野哲也（2014）『越境の現象学 - 始原の海から流体の存在論へ』筑摩選書を題材に、「レジリエンス」や「ヴァルネラビリティ」の現代的意義について、ソーシャルワークの役割を問う設問があった。このことは、時代がソーシャルワーク機能を必要としていることの一つの例証であろう。介護福祉士の養成課程の見直しに続き、昨年公表された社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程の見直しにより、漸く3福祉士の養成課程の見直しが完結したところである。そのような最中、昨年9月10日、厚労省子ども家庭局に「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」が設置され、本年12月までに議論の

整理を行い社会的養育専門委員会への報告に向け始動している。これは、新たな国家資格の創設に係る議論を含むものである。

- 閑話休題 -

何れにせよ、社会福祉教育の教育力が問われているのである。令和2年度は、科学技術基本法第5期のキャッチフレーズ「Society 5.0」の最終年である。教育における最新の技術活用は、活用そのものやコンテンツ自体に意味があるのではなく、それらをいかに用いて授業を構成できるのか、その教育力が問われているのである。そのアイデアの提示が、本学会に課せられた使命の一つでもある。

[注]

*このような状況のなか、日本教育工学会春季全国大会（令和2年2月29日～3月1日）や情報処理学会全国大会（令和2年3月5日～3月7日）は、急遽現地開催を取りやめネット会議システム Zoom の利用によるオンライン開催に切り替えた。

2 第15回大会報告「創造的な学びの可能性～実践と教育の継続的な循環」

今大会は、「創造的な学びの可能性 ～実践と教育の継続的な循環」をテーマに開催いたしました。台風の影響が懸念される中での開催となり、例年よりも参加者数が少ない状況となりました。それでも、現場の実践者の皆様や学生を含めて32名にご参加いただき有意義な議論の場となりました。ご参加くださった皆様、悪天候の中ありがとうございました。

大会長講演では、社会人の“学び直し”や“リカレント教育”の今日的課題を学ぶ機会となり、開催校企画シンポジウムでは、青森県での教育の展開や専門職の質向上の課題から、地域で展開する教育の仕組みづくりについて議論が行われました。また、教育を展開する際に重要なツールとしてのICTの活用や、それらを踏まえた教育内容について学会企画シンポジウムで議論が行われました。

I. 日時

2019年10月5日（土）～10月6日（日）

II. 会場

青森県立保健大学（〒030-8505 青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1）

III. 大会スケジュール

1日目（10月5日（土））

- 10:00～10:20 開会
 10:20～11:30 大会長講演「社会福祉領域でのリカレント教育の今日的課題」
 志水 幸（北海道医療大学）
 11:40～12:40 総会
 13:00～15:00 開催校企画シンポジウム

「社会福祉専門職の実践力と創造力を支える仕組みづくり
 ～地域に根ざした学習・指導體制を目指して」
 コーディネーター：小山 隆（同志社大学）

シンポジスト：

- 源 明（社会福祉法人 八戸市社会福祉事業団）
 中村 直樹（弘前医療福祉大学）
 工藤 英明（青森県立保健大学）



開催校企画シンポジウム
 源氏（左），小山氏（右）



開催校企画シンポジウム
 工藤氏（左），中村氏（右）

15：10～16：40 ワークショップ

「多機関・多職種連携を促進する生活支援記録法（F-SOAIIP）の活用と教授法」
～ソーシャルワーク実践の可視化がもたらす

マイクロ・メゾ・マクロへの効果を期待して～

講師：小嶋 章吾（国際医療福祉大学）

畠末 憲子（埼玉県立大学）



17：00～ 情報交換会 （青森県立保健大学 交流センター）

2日目（10月6日（日））

9：10～10：10 自由研究発表

10：20～12：50 学会企画シンポジウム
「ICT と社会福祉教育」

シンポジスト：

長崎 和則（川崎医療福祉大学）

三堀 将寛（株式会社デジタル・ナレッジ）

高橋 信行（鹿児島国際大学）

コーディネーター：

川延 宗之（敬心学園・職業教育研究開発センター）

12：50～13：00 閉会



学会企画シンポジウム
高橋氏（左）、三堀氏（右）



学会企画シンポジウム
高橋氏（左）、三堀氏（右）

3 2019 年度総会報告

2019 年 10 月 5 日（土）11:40～12:40（大会開催時）に、青森県立保健大学 A112 教室にて総会が行われました。志水会長の挨拶の後、総会議長の選出を行い中村裕子会員（札幌学院大学）が選任され、下記の議題について議事を行い承認されましたのでご報告いたします。

< 議事 >

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 1. 第 1 号議案 | 2018 年度 事業報告(案) |
| 2. 第 2 号議案 | 2018 年度 決算報告(案)および監査報告 |
| 3. 第 3 号議案 | 2019 年度 事業実施中間報告 兼 補正事業計画・予算(案) |
| 4. 第 4 号議案 | 2020 年度 事業計画(案) |
| 5. 第 5 号議案 | 2020 年度 予算(案) |
| 6. 第 6 号議案 | 規約改正（案）について |
| 7. 第 7 号議案 | 慶弔に係る事務局内規（案）について |

< 報告 >

1. 災害時ガイドラインについて

第 1 号議案 2018 年度事業報告（案）について

事務局長から、①理事会・事務局関係、②研究関連、③学会誌、④ニュースレター、⑤渉外関連について説明があり、承認された。なお、学会名称の英語表記の見直し「Japanese Society for the Study of Social Welfare Education」（下線部追加）に関連して、今後「welfare」なのか「social work」なのか、議論が必要ではないかという意見が出された。「welfare」という単語が国連において通じなかったというエピソードも紹介された。

第 2 号議案 2018 年度決算報告（案）および監査報告について

事務局長から、2018 年度決算報告（案）について説明があり承認された。なお、会費納入率を上げる手立てを講じる必要性について報告され、出席者からは督促業務を委託するなど予算の効果的な使い方の検討や、クレジットやネットワーク決済など利便性を高める工夫の検討、請求の時期に関する意見等が出された。

第 3 号議案 2019 年度事業実施中間報告兼補正事業計画・予算（案）について

事務局長から、①理事会・事務局関係、②研究関連、③学会誌、④ニュースレター、⑤渉外関連について説明があり、承認された。なお補正予算について、事務局業務の継続可能性も意識し、事務費の使途を明確にしたうえで委託業務などの比率を上げていくと同時に、見える化の必要性について意見が出された。

第 4 号議案 2020 年度事業計画（案）について

事務局長から、①理事会・事務局関係、②研究関連、③学会誌、④ニュースレター、⑤渉外関連、⑥選挙関連について説明があり承認された。②研究関連では、第 16 回大会を関西学院大学で 8 月に開催する予定であることの報告、⑥選挙関連では、役員の任期満了に伴う選挙を実施するため選挙管理委員会の設置についての説明があわせてなされた。

第 5 号議案 2020 年度予算（案）について

事務局長から、「2020 年度予算（案）」について説明があり、承認された。

第 6 号議案規約改正（案）について

事務局長から「学会規約第 16 条改正（案）」について説明があり，承認された。

第 7 号議案 慶弔に係る事務局内規（案）について

事務局長より，学会活動に多大な貢献をした会員の弔事に際し，学会名で弔慰を表すため慶弔に関する内規を定める旨説明され，承認された。

報告 災害時ガイドラインについて

事務局長より，台風等の自然災害や交通障害等が生じた場合の大会や各種イベントについて，中止の判断やその決定プロセスについて定めるため「日本社会福祉教育学会 自然災害および交通障害等の影響による大会等イベント中止の判断基準とガイドライン」を制定したことが報告された。

以上

日本社会福祉教育学会

自然災害および交通障害等の影響による大会等イベント中止の判断基準とガイドライン

はじめに

本ガイドラインは，台風などの自然災害や交通障害等が生じた場合あるいは生じることが予想される場合において，予定されている大会等学会が主催するイベント（以下，イベント）の中止などを判断するための基準および中止を決定するプロセスならびにその決定事項の周知にかかる手順等について定めたものである。

ただし，実際の運用は，大会の開催校や実行委員会など，そのイベントを運営する組織の判断によって異なる場合があることをご理解いただきたい。

<イベント中止を判断するための基準>

1 イベント開催地に特別警報（大雨，暴風，暴風雪，大雪，波浪，高潮）または暴風警報もしくは暴風雪警報が発表された場合

（1）イベント開催中に上記警報が発表された場合，その時点で以降のプログラムはすべて中止とする。

（2）イベント当日，午前 7 時の時点で上記警報が発表中の場合は，イベントを中止とする。

（3）特別警報に準ずる警報（津波，火山，地震等）が発表された場合は，イベントを運営する組織の長あるいは学会長の判断による。

（4）上記以外の警報（大雨，洪水，大雪，波浪，高潮）および各種注意報の場合は，予定通りイベントを行う。

2 交通機関の障害が発生した場合

（1）交通機関のストライキによる場合，1－（1）および（2）の「上記警報」を「ストライキ」と読み替えて解釈する。

（2）気象状況等により，イベント開催地における主たる交通機関から運転の休止もしくは見合わせが予告された場合，イベントを運営する組織の長あるいは学会長の判断により，イベントを中止にすることがある。

3 「地震災害に関する警戒宣言」が発令された場合，1－（1）および（2）を準用する。

4 イベントが 2 日間にわたって開催される場合，初日の中止が決定した時点で，2 日目のプログラムを中止とする。

5 イベント期間前に「台風の接近」が予想される場合

（1）イベント前日正午の時点でイベント開催地に暴風警報が発令されていた場合は，イベントを中止する。

（2）イベント当日の午前 7 時に現地が暴風圏内に入ることが予想される場合は，イベントを中止する。

(3) イベントが 2 日間にわたって開催される予定であり、2 日目にイベント開催地が暴風圏内に入ることが予想される場合は、1 日目のプログラムのみ実施する。

(4) イベントが 2 日間にわたって開催される予定であり、初日の日中には暴風圏に入らず（暴風警報が発令されず）、夜の間に台風が通過し、2 日目の午前 7 時には警報が解除される見通しの場合は、2 日目のプログラムを予定通り実施する。

6 イベント期間前に「台風の通過」が予想される場合、イベント前日正午の時点でイベント開催地の暴風警報が解除されていた場合は、予定通り実施する。

＜イベントの中止を決定するプロセスと決定事項の周知にかかる手順＞

1 イベントの「中止可能性」が生じた場合

(1) イベントを運営する組織の長および会長ならびに事務局長の間で方針を確認する。

(2) ホームページおよび事前参加登録者に対して、（本ガイドラインに基づき）判断基準を明示するとともに、最終的な結論をいつ（何日の何時に）公示するのか予告する。

その際、報告者や講師等の移動が困難である場合などについては、たとえイベント自体の実施が決定したとしても、プログラムの一部中止または内容変更が生じる可能性があることを周知する。

(3) 「中止可能性の告知」をすることになった時点で、情報交換会は中止と決定する（キャンセルする）。

2 イベントを運営する組織の長あるいは会長は、本ガイドラインに基づき、1－(2)で示した公示日時の 1 時間前までに、イベントの開催可否（一部中止または内容変更を含む）について決定する。

3 最終決定は、1－(2)で示した公示日時に、ホームページおよび事前参加登録者に告知する。

なお、イベント開催中の場合は、上記に加えて、会場内での掲示やアナウンスをおこなう。

＜イベント中止に伴う会員への配慮＞

1 大会中止によって口頭発表ができなくなった場合、大会発表抄録集への要旨掲載をもって大会で発表したものとして認める。

2 全日程の中止または一部中止いずれの場合においても、イベント準備のための経費が発生していることから、参加費の返金は行わない。また、大会発表抄録集などの全参加者への配布が予定されていた資料については、事前参加登録者全員に発送する。

3 交通機関の乱れによって参加できなくなった者の対応は、本人からその旨連絡があった場合のみ、1 および 2 を準用する。なお、申請期間はイベント開催予定日から一か月以内とする。

以上

4 第10回春季研究集会は中止となりました

2020年3月21日(土)に、敬心学園・職業教育研究開発センター様との共催による実施を予定していましたが、第10回春季研究集会「専修学校教育におけるICTの拡がりを考える～保健・医療・福祉教育現場における今後の可能性について～」につきましては、**新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止**とさせていただきます(下記、開催概要を掲載)。

すでに学会ホームページで掲載・周知していましたが、改めてご報告させていただきます。会員の皆様におかれましても、刻々と変化する状況へのご対応で、日々大変ご多忙のことと存じます。どうぞご自愛ください。

< 開催概要 >

(1) 目的

ICTやAIの発展は極めて急速であり、それを活用してVRやVAが普及し始めている。当然教育の現場でもその活用は、授業効果に大きな影響を与えるものとする。バーバルだけでなくノンバーバルなコミュニケーション能力の向上が求められる社会福祉教育や介護福祉教育においても、この活用による教育効果の改善は大きく期待されることである。

しかし、残念ながら社会福祉教育や介護福祉教育ではこの分野はまだ手がついたらばかりの状況で極めて遅れている。そこで、まずはICTやAIの発展を踏まえた、VRやVAの現状を確認し、将来の展望を考える。

(2) 日時

2020年3月21日(土)午前10時30分～午後4時30分

(3) 場所

日本児童福祉教育専門学校 A-21 教室

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-32-15

(JR山手線・東京メトロ東西線・西武新宿線「高田馬場駅」下車)

(4) 共催

職業教育研究開発センター(敬心学園)、日本社会福祉教育学会(JSSWE)

(5) 協力

株式会社ビーブリッド、社会福祉法人善光会、JOLLY GOOD!, コニカミノルタ

(6) 参加費

1,000円

(7) 内容

10:30～12:00	プレセッション (VR使用のデモやサンプル展示)
13:00～14:30	基調講演『「介護×IT」から福祉を考える～「ヘルプマンのヘルプマン」の視点から～(仮)』 株式会社ビーブリッド 竹下康平 氏
14:40～16:25	シンポジウム (※高橋信行理事がご登壇予定でした)

5 第16回大会「ICTと社会福祉教育（2）」開催案内

日本社会福祉教育学会第16回大会は、2020年8月29日（土）～8月30日（日）に開催いたします。会場は、関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス（〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号）において開催する予定ですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、「オンライン開催」を含めて検討しています。

正式な開催案内については、決定ののちに会員の皆様にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、大会に関する情報は学会ホームページ（<http://www.jsswe.org/>）にて随時情報を掲載・更新して参りますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。



本大会では、第15回大会に引き続き「ICTと社会福祉教育」をテーマとします。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、インターネットを通じた「遠隔授業」等、教育上の対応を迫られている会員の皆様も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。学会企画シンポジウムでは、参加者の皆様が直面している状況についての情報交換を含め、急速に広まることが予想されるICT活用による授業デザイン等について議論したいと考えております。

また、開催校企画シンポジウムでは「社会福祉領域における初年次教育の可能性」をテーマとします。

先が読めない状況が続いておりますが、一人でも多くの会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております！

6 令和2年度役員選挙に関するご案内

今年度は、第5期役員の任期が2020年8月開催の大会時に開催される総会において満了となることに伴い、役員選挙を実施いたします。現在、役員選出規則に基づき、下記のとおり選挙管理委員会を設置し準備を進めています。

公示は4月下旬、投票期間は6月1日（月）～6月30日（火）を予定しています。なお、前回よりオンライン選挙システム「i-vote」を利用した投票となっています。

投票手順等につきましては改めてご案内いたしますので、会員の皆様におかれましては、期間中のご投票につきまして何卒よろしくお願い申し上げます。

<選挙管理委員会>

児玉 寛子 会員（青森県立保健大学）

中村 裕子 会員（札幌学院大学）

山田 克宏 会員（秋田看護福祉大学）

事務局 宮本 雅央（青森県立保健大学）

日本社会福祉教育学会役員選出規則

第1条（目的）

本規則は、学会規約第13条に基づき、役員を選出する手続きを定める。

第2条（改選数）

役員改選数は、選挙を実施する前年度までに現理事会で定める。

第3条（選挙管理委員会）

会長は、選挙の都度、選挙管理委員会（以下、委員会という）を設置する。

2. 委員会は、3名以上の会員によって構成する。
3. 委員会の委員は、総会の議を経て、会長が指名する。
4. 委員会は、委員の互選による委員長をおく。
5. 学会事務局は、選挙事務を補佐する。

第4条（委員会の事業）

委員会は選挙の管理及び次の各号の事業を行う。

- ① 選挙期日及び投票方法の決定
- ② 選挙の公示
- ③ 選挙権を有する会員の確認
- ④ 被選挙権を有する会員名簿の作成及び公示
- ⑤ 投票の管理
- ⑥ 開票及び無効票の判定
- ⑦ 選挙結果の理事会への報告
- ⑧ その他、選挙が公正に行われるために必要な事項

第5条（選挙権及び被選挙権）

選挙権者及び被選挙権者は、以下の条件を満たす会員とする。

- ① 選挙のある年度の前年度までに入会を認められていること。
- ② 前年度までの会費を前年度中に納入済みであること。
 2. 名誉会員は、選挙権及び被選挙権のどちらも有さない。

第6条（選挙期日）

役員任期満了による選挙は、任期終了日の2ヶ月前までには行われなければならない。

2. 選挙の公示は、投票日の1ヶ月前までに行われなければならない。

第7条（投票）

投票は、理事については四名連記、監事については2名連記で行う。

第8条（無効投票）

次の票は無効とする。

- ① 委員会の決定した投票方法に則っていないもの
- ② その他、委員会が無効と判断したもの

第9条（当選人）

有効投票の多数を得た順に、理事については事前に定められた改選数の3分の2を、監事については改選数を当選人とする。

2. 最低順位の当選人が2名以上出た場合は、抽選によって当選人を決定し、残りのものは次点とする。
3. 理事と監事の両方に当選した者は、理事の当選を優先し、監事の次点の者を繰り上げる。
4. 当選人が任期開始後1年以内に辞任した場合は、当該選挙での次点の者によって補充することができる。

第10条（推薦理事）

第9条の直接選挙によらない3分の1の理事については、現理事会の推薦によって選出する。

第11条（その他）

この規則の施行に関して疑義が生じた場合は、委員会は理事会へその旨を通知しなければならない。

第12条（規則の改正）

本規則に関する改正は、理事会の発議により総会で決定する。

付則 1. 本規則は、2007年11月2日から施行する。2. 本規則の一部を変更し、2018年9月1日より施行する。

7 連載

「授業をより良くするための Tips」

川廷 宗之（大妻女子大学・名誉教授／
職業教育研究開発センター・センター長）

1. Tips のタイトル

『学習ポートフォリオ』を作る授業 授業中のノートや資料のまとめ方を修得していく授業

2. 適用した授業（適用可能な授業）

- 基本的にはすべての科目。
- 適用例としては、約 130 名～約 20 名まで多様である。
- 必修科目も、選択科目もすべて適用。

3. 実践例（具体的に）

- 背景・・・授業で配布される資料をまとめておくということを知らない学生がいる。データで保管するにしても、その保管方法が目茶目茶だと後日使えない。また、資料への書き込みにせよ、自分のノートにせよ、関連してまとめさせておくことは大切。
 - 初回の指導・・・当該授業に関するノートや配布資料をポートフォリオ（1冊の資料）にまとめるようにガイダンス。最終的には**提出し、採点対象**になるという予告。
 - まとめ方の指導（第1回目授業）・・・ファイル等の用具・・・ノートの取り方・・・インデックスなど小物の活用・・・ポートフォリオの活用の仕方（予習・復習）など。最終提出時に使用する「自己点検票」を配布してしまう方法もある。
 - 提出の仕方の伝達（初回か、最終回の前の回）・・・自己点検（評価）票を渡して、まとめてきた内容を再度整理させる。≪授業終了後も使いやすいように≫（この「自己点検票」をポートフォリオの一番上に添付して提出してもらい、採点時の参考資料にする。
 - 最終回に提出・・・採点≪点検程度、成績に占める比率5%程度≫して、**何らかの方法で必ず返却**。
- ※配布資料には、ポートフォリオにまとめやすいように、第1回目からの通し番号を打っておくとか、フッターなどに日付や授業回数を入れておくとかすると、学生はまとめやすい。
- ※ポートフォリオには、当然、提出して返却された（採点済み）課題や、自分自身で学習したノートや切り抜き（コピペ）なども含める。（そういう自己学習の努力が、ポートフォリオに反映できるように、ポートフォリオの構成の仕方の指導にも工夫が必要。自己学習の跡が残されている学生のポートフォリオはもちろん高く評価する）（「自己点検票」には、こういう資料が含まれているかがわかるような点検表にしておく。）
- ※**教員も**当該授業の授業記録や成績一覧や、レポート採点サンプルなどを含む「学習支援（教育）」ポートフォリオを残しておくのは当然である。「教育研究業績」を書く場合の基礎資料になる。

8 理事会報告

2020年3月7日（土）に2019年度第2回理事会が開催されましたので、下記のとおりご報告します。

1. 開催概要

【日時】2020年3月7日（土）15時00分～17時10分

【会場】Zoom ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため対面理事会を中止

【出席】[理事] 志水 幸・小山 隆・川島恵美・高橋信行・小関久恵

[事務局] 宮本雅央・山下匡将

2. 議事

(1) 第10回春季研究集会の開催について

志水会長から、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止したいとの提案があり承認された。会員にはホームページを通じて告知する。

(2) 第16回大会の開催について

①会場について

川島理事から、8月29日（土）および30日（日）の関西学院大学の各キャンパスの利用状況について説明があった。議論の結果、両日ともに「西宮上ヶ原キャンパス」で実施することを承認した。

②大会プログラムについて

高橋理事から、学会企画シンポジウムは（前回大会に引き続き）「ICT」を、また、開催校企画シンポジウムは「初年次教育」を、それぞれ題材としたいとの提案があった。二つの題材を包含する「大会テーマ」を検討すること、社会福祉教育あるいはソーシャルワーク教育におけるICTの活用状況（実態）について整理することを確認し、継続審議とした。

なお、第16回大会の打ち合わせを、「3月26日（木）13時から」Zoom会議にておこなう。

※2020年3月31日現在、新型コロナウイルス感染拡大の状況から大会自体をオンライン開催とする想定を含め、理事会及び事務局で検討している。

(3) 2020年度役員選挙の実施について

宮本事務局員から、役員選挙（オンライン）実施手順について説明があった。4月に公示、6月に投票の流れで準備を進めることを確認し、承認した。役員の改選数は10であり、内訳は直接選挙による選出が7、現理事会の推薦による選出が3である。

また、選挙管理委員会の設置にあたり、志水会長が、児玉寛子会員、中村裕子会員、山田克宏会員の3名を委員として指名した。また、選挙事務を補佐する事務局員として、宮本雅央事務局員を指名した。

(4) 学会誌の発行について

山下事務局員から、第20号（2019年9月発行予定）および第21号（2020年3月発行予定）について説明があった。投稿論文が少なく「第20号・第21号合併号」となることを確認し、承認した。

なお、次回理事会において、学会誌の内容や（年2号発行体制を含めた）あり方について検討する。

(5) ニュースレターの発行について

小関事務局長から第33号(3月発行予定)および第34号(5月発行予定)の内容について説明があり、承認した。なお、志水会長からニュースレター等を会員宛に郵送する際に、イベントのチラシを同封するといった方法で他団体との連携が図れるのではないかとの提案があった。今後、日本社会福祉系学会連合の事務局と実行に向けて調整する。

(6) 会員の入会について

小関事務局長から4名の入会申込者について説明があり承認した。

(7) その他について

宮本事務局員(第15回大会実行委員)から、第15回大会の収支について報告があり承認した。

3. 報告

(1) 会員の退会について

小関事務局長から、2名の退会申出者について報告があった。

以上

(記録者： 山下匡将)

【事務局より／必ず納入してください】 過年度分年会費納入のお願い

過年度分の年会費が未納の会員に、納入依頼を別途郵送しています。

未納分の金額等を記載した払込取扱票を同封しておりますので、期日までに納入くださいますようお願い申し上げます。なお、行き違い等ございます場合には何卒ご容赦ください。

何かご不明な点等ございましたら、学会事務局 (info@jsswe.org) にお問い合わせください。